

武蔵五日市駅前拠点施設コインロッカー使用約款

武蔵五日市駅前拠点施設（以下「拠点施設」という。）のコインロッカーは、使用者が携帯品を一時保管するためにお貸しするものです。ご使用になる時は、下記事項をご承知いただいた上でご使用ください。

1 取扱時間

午前9時から午後10時までの開館時間内とします。ただし、スマートロックを使用する場合は、午後10時から翌日の午後10時までの24時間とします（延長使用はできません。）。

2 ロッカーに入れることができないもの

- (1) 貴重品（現金・キャッシュカード・プリペイドカード・有価証券・宝石・貴金属・書画・骨董品・カメラ等の高価品）及びロッカーの使用者にとって貴重な物品、書類、資料等 30,000 円以上の高額物品
 - (2) 揮発性若しくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物
 - (3) 死体、遺骨又は死骸
 - (4) 盗品等の不法物品、銃砲刀剣類など、法令等により所持・携帯が禁止されているもの及び犯罪に使用されるおそれのあるもの
 - (5) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又はロッカーを汚損・毀損するおそれのあるもの
 - (6) 動物、重量過失（30 キログラム以上）その他保管に適さないと認められるもの
- 上記の物品が入れられた事実が分かったとき、又は、その疑いがあるときは、あきる野市（以下「市」という。）において開扉し、収容品の開披、別途保管、廃棄その他適当な措置をとります。

3 ロッカー及び収容品の点検

市が必要と認めたときはロッカーを解錠の上、物品の出し入れに立ち会うことがあります。また、第2項に規定する物品が入れられた疑いがあるときは、市においてロッカーを開扉し、当該収容品を開被点検することがあります。さらに、状況に応じて別途保管、廃棄その他適当な措置をとります。

4 使用料金

ロッカーの使用料金は1回当たり500円とし、延長使用はできません。

5 使用期間とお引取り

使用期間は、第1項の取扱時間のとおりであり、延長使用はできません。使用者が午後10時を経過してもなおロッカーを返還しないときは収容品を市所定の場所に移し、使用開始の日を含めて1か月間保管します。ただし、保管中の料金として、使用したロッカーの1回分の料金に保管日数を乗じた金額を保管料としていただきます。

使用開始から1か月以上経過してもお引取りがない場合には、使用者が収容品に対する権利を放棄したとみなし、市は収容品を処分しその代金は保管料としていただきます。

6 ロッカー鍵の紛失

ロッカー鍵は、ロッカー施錠後、使用者が責任を持って大切に保管してください。

使用者がロッカー鍵を紛失した場合は、直ちに市の指定する下記の連絡先に届け出てください。収容品は身分を証明するもののご提示と市所定の書類を提出していただいた上で、お引取りいただきます。

なお、ロッカー鍵の紛失の場合は施錠装置の交換代金3,000円を申し受けます。また、拠点施設の開館時間以外は翌日以降の対応となります。

〔連絡先〕 武蔵五日市駅前拠点施設（事務室）

開館時間：午前9時から午後10時まで

電話：042-588-4200

7 使用者の賠償責任

ロッカーを破損した場合、又は他のロッカー内の収容品に損害を与えた場合等、使用者が市又は第三者に与えた損害は、使用者に賠償していただきます。

8 免責事項と市の賠償責任

(1) 次に掲げる場合、ロッカーの収容品に損害を与えた場合、市はその賠償の責任を負いません。

ア 第2項のロッカーに入れることができないものが収容されていた場合

イ ロッカー鍵の紛失又は盗用により使用者が損害を受けた場合

ウ 使用者の誤施錠等、ロッカーの誤使用による場合

エ 司法権の発動により、関係官公署から収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合

オ 天災地変等の不可抗力による場合

カ その他市の責に帰さない場合

- (2) 収容品の滅失、毀損等の損害について、市に責任があることが確認された場合、市がお支払する損害賠償金は金 30,000 円を限度とします。ただし、市の故意又は重過失により収容品に損害が発生した場合は、前記の損害賠償金の上限額は適用されないものとします。

9 防犯カメラによる撮影

拠点施設の防犯等を目的としてカメラを設置していますので、収容品の預入時に使用者も撮影されます。この撮影データは、ロッカー鍵の紛失時には本人確認として使用し、解錠後一定期間保存します。

10 約款の変更

- (1) 本約款は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、市は次の場合に、市の裁量により本約款を変更することがあります。
- ア 本約款の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき
 - イ 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 前号により市が本約款を変更する場合、本約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生日について、効力発生日の 1 か月前までに掲示します。
- (3) 変更後の本約款の効力発生日以降に、使用者が本サービスを使用したときは、本約款の変更に同意したものとみなします。